

# 統合の拡大、深化に向けた政治的取り組み (EU) ～2000年10月から2001年10月～

海外調査部欧州課

EUは現在、中・東欧諸国を含む13カ国を加盟候補国としており、そのうちトルコを除く12カ国と加盟交渉を進めている。また、2000年12月にはEU拡大を前提とした機構改革が合意されるなど、加盟候補国を受け入れる動きも本格化している。このようにEUの拡大が徐々に進む一方で、基本的人権、会社法、環境といった分野においては、EUの共通制度を新たに適用し、統合の深化を進めている。

本レポートは、ジェトロ海外調査部欧州課が主催した研究会で、慶應義塾大学法学部の田中俊郎教授に2000年10月から2001年10月までのEUの政治動向の解説をお願いし、取りまとめたものである。

## 1. 拡大 - 第五次拡大交渉

EUの基本条約である欧州連合条約、その前の欧州経済共同体（EEC）条約、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）条約などの諸条約は、すべての欧州諸国に門戸を開放しており、欧州諸国は加盟申請が可能である。そのため、加盟国拡大の問題は、元来よりEU自体に内包されていた。現在のEUの雛型であるECSCは52年に6カ国で誕生した。その後、73年の英国、デンマーク、アイルランドの加盟（第一次拡大）、81年のギリシャ加盟（第二次拡大）、86年のスペイン、ポルトガル加盟（第三次拡大）、95年のスウェーデン、オーストリア、フィンランド加盟（第四次拡大）で15カ国となり、現在第五次拡大の交渉が行われ

ている。

EECやECSCの設立当初は、将来、冷戦構造が崩壊し、全ヨーロッパが加盟の対象となることは考えていなかった。少なくとも英国やスカンジナビア諸国などの西欧だけ統合すればよいということが漠然と考えられていた。ベルリンの壁の崩壊後、中・東欧諸国が加盟の対象国と考えられるようになり、第一グループとしてポーランド、ハンガリー、チェコ、エストニア、スロベニア、キプロスが98年3月31日に交渉を開始した。99年12月のヘルシンキ欧州理事会ではマルタ、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア、ラトビア、リトアニアと交渉を開始する決定がなされ、2000年2月15日から第二グループとして加盟交渉のテーブルについた。

これまで欧州理事会（EU首脳会議）は、加盟交渉にタイムリミットを設定することについて消極的だったが、2001年6月にヨーテボリで開催された欧州理事会では、2002年末ま

でに交渉を終え2004年6月の欧州議会選挙に参加するというタイムテーブルに合意した。

表1は2001年7月現在の加盟交渉進捗状況を示している。31項目からなる課題のうち、

表1 STATE OF PLAY IN ACCESSION NEGOTIATIONS 9 July 2001

CHAPTERS	SCHEDULE	CY	H	PL	EE	CZ	SI	M	RO	SK	LV	LT	BG
1. Free Movement of Goods	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	x
2. Freedom of M.for Persons	/01	✓	✓	x	x	x	x	✓		✓	✓	x	
3. Freedom to Prov.Services	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	x
4. Free Movement of Capital	/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	x	x	✓	✓	✓	x
5. Company Law	/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓
6. Competition Policy	/01	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
7. Agriculture	/01, /02	x	x	x	x	x	x			x	x	x	
8. Fisheries	/01	✓	✓	x	✓	✓	✓	x	✓	✓	x	✓	✓
9. Transport Policy	/01	✓	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
10. Taxation	/01	x	✓	x	x	x	x	x		x	x	x	
11. EMU	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
12. Statistics	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
13. Social	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	x		✓	✓	✓	
14. Energy	/01	✓	✓	x <sup>(1)</sup>	x	x	✓	✓		x	x	x	
15. Industrial Policy	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	
16. SMEs	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
17. Science + Research	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
18. Education + Training	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
19. Telecommunications + Info.	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	x	✓	x	✓	x
20. Culture + Audiovis. Policy	/01	✓	x	✓	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓	✓	✓
21. Regional Policy + Coordin.	/02	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	
22. Environment	/01	x	✓	x	✓	✓	✓	x		x	x	✓	
23. Consumers + Health Prot.	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓
24. JHA	/01	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x
25. Customs Union	/01	✓	✓	✓	x	✓	x	x	x	✓	x	x	x
26. External Relations	/01	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
27. CFSP	-	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
28. Financial Control	/01	✓	✓	✓	✓	x	✓	✓		x	x	x	x
29. Fin. + Budgetary Provisions	/02	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x	
30. Institutions	/02												
31. Other	/02												
Number of chapters opened		29	29	29	29	29	29	28	14	29	29	29	19
Chapters provisionally closed		22	22	16	19	19	20	17	07	19	16	18	10

✓ = Chapter provisionally closed.

x = Chapter still open.

SCHEDULE = Semester indicated in the "roadmap" for the Union to define common positions for the most advanced candidates on all open issues including on requested transitional measures.

(1) To be closed at the next meeting of the Accession Conference with Poland.

29項目の政策分野（残り2項目は制度に関するもの）について加盟申請国との間で個別に交渉がなされる。現時点では、キプロス、ハンガリー、スロベニアの3カ国が先行しており、これにエストニア、チェコ、スロバキア、リトアニア、マルタが続いている。なお、99年のヘルシンキ理事会で、加盟交渉においては、第一陣、第二陣という区分けを無くし、レガッタ方式を採用することを決定している。つまり、交渉開始時期がいつであれ、交渉を終えた順に加盟が認められることとなった。

中・東欧諸国で最大の人口を抱えているポーランドが交渉を終えているのが16項目と遅れ気味である。しかし、ポーランド抜きでの拡大は、ドイツが反対しており実現は難しいと思われる。ポーランドに合わせて拡大するのであれば、ラトビアを含めて10カ国が同時に加盟するものと思われる。交渉がもっとも遅れているルーマニアとブルガリアは2004年末までに交渉を終え、2006年末か2007年初めの加盟を目標としている。

加盟交渉の政策分野別進捗状況を見ると、競争法、農業、運輸、税制、地域政策と構造基金、司法内務協力、予算についての交渉が難航している。「人の自由移動」については、キプロス、ハンガリーなどは交渉を終えているが、ポーランドはまだ交渉中である。これは、「人の自由移動」の実現までに、EU加盟後7年間の移行期間を求めるEU側の提案をポーランドが拒否しているからである。

加盟交渉は合意を得やすい部分から始め、センシティブな項目は先送りしてきていることから、これからが交渉の山場となる。また、農業問題などの項目は、EUと加盟国との間だけの問題だけではなく、EU全体の問題である。他にも、地域のインフラ整備のための「構造基金」の分配についても同様である。なぜなら、同基金が経済発展の度合いの低い新加盟国に流れるのは必至で、現加盟国への分配額が減ることになるからである。

現在加盟交渉のテーブルについているのは12カ国である。トルコは87年に加盟申請し、99年のヘルシンキ理事会で「加盟候補国」と認められたものの、加盟交渉には移っていない。93年のコペンハーゲン首脳会議で示された基準（政治的基準：民主主義の尊重、法の支配、人権の尊重、経済的基準：EU域内で機能する市場経済）をクリアすれば加盟交渉国としての交渉に移る。2001年下半期議長国であるベルギーは、トルコの2001年10月23日における憲法改正を高く評価しているものの、今後も努力を期待する、ともコメントしており、政治的基準を満たしているとは未だ認めていない。

欧州委の2001年8月13日の発表によると、候補13カ国の実質GDP成長率は5.0%で、EUの3.3%を上回っている。しかし一人あたり実質GDPをみると、候補国の平均はEU平均の35%に過ぎず、非常に低い。EUを100とすると、キプロス82、スペイン81、スロベニア71、ポルトガル74、ギリシャ68、チェコ58、マルタ53、ハンガリー52で、他は50以下。経済水準は未だ低いものの、候補国のEU加盟についての政治的判断は済んでおり、現在はその加盟条件を交渉している段階である。

## 2. ニース条約

2000年に開催された政府間協議（IGC - 2000）では条約改正作業に取り組んだ。これまでに86年の単一欧州議定書（調印）、92年のマーストリヒト条約（調印）、97年のアムステルダム条約（調印）と条約改正がなされてきたが、欧州拡大が前提であることを明らかにした条約改正は今回が初めてだった。2000年12月7～11日に開かれたニース欧州理事会で基本的合意を得て、2001年2月26日に調印された。

ニース条約の主な変更点は、まず、欧州委員会の人数と国別割り当てを変更した点があげられる。現在は大国2名、小国1名ずつの

合計20名だが、2005年からは1カ国1名ずつとする。ただし、委員総数は加盟国が27カ国になったときに、27名未満として、その後は輪番制とすることを決定した。

次に、欧州理事会の加重特定多数決の持ち票の国別配分を見直した。ドイツなど4大国は29票ずつ。スペインとポーランドは27票ずつに増えた。また、これまで同じ票が分担されていたオランダ（13票）とベルギー（12票）に、またルクセンブルク（4票）とマルタ（3票）に差をつけた。加重特定多数決は、345票中255

票で可決とする（さらに賛成した国の人口がEU全人口の62%以上となること）。これまでは人口に比して小国に多くの票を与えられていたが、大国の意見も十分加味されるように人口要素を取り入れた。その上で、加重特定多数決の適用範囲を拡張した。

また、欧州議会、欧州司法裁判所、会計検査院、経済社会評議会、地域評議会といった他の機構改革も行った。

EU統合のプロセスについての変更点は、「緊密化協力 (closer cooperation)」の条件を緩和

表2 Status of procedures for ratification of the Treaty of Nice:Last update:19-10-01

	Procedure	Stage of the procedure	Date of lodging <sup>(1)</sup>
Belgium	Parliamentary ( ratification by the seven parliaments at the various levels of authority ( Federal level [ Senate and Chamber ] + Communities and regions )	Preliminary draft law ratifying the Treaty submitted by the Government to the Coseil d'Etat on 19 July 2001.	
Denmark	Parliamentary ( Folketing )	Draft ratification law adopted by the Folketing on 1 June ( 98 for, 14 against, 1 abstention ) Signed by the Queen on 7 June 2001 ( Act No 499 )	13 June 2001
Germany	Parliamentary ( Bundestag + Bundesrat )	1st reading in the Bundesrat completed on 11 May. Adopted by the Bundestag on 18 October ( 570 for, 32 against, 2 abstentions )	
Greece	Parliamentary	Not yet initiated ( start of procedure scheduled for beginning of 2002 )	
Spain	Parliamentary ( Congreso + Senado )	Approved by the Congreso on 4 October 2001.	
France	Parliamentary( Assemblée nationale + Sénat )	Draft ratification law adopted by the Assemblée Nationale on 12 June ( 407 for, 27 against, 113 abstentions ) Adopted by the Senate on 28 June ( 288 for, 8 against )	October 2001
Ireland	Parliamentary( Seanad + Dail ) and referendum	Publication of the draft ratification law on 29 March. Referendum ( 7 June ) NO ( 53.87% against and 46.13% for ) A national debate has been initiated.	
Italy	Parliamentary ( Camera + Senato )	Not yet initiated.	
Luxembourg	Parliamentary ( Chamber of Deputies )	Adopted by the Chamber of Deputies on 12 July ( 57 for, 1 against, 2 abstentions ) Act sanctioned by the Grand Duke on 1 August.	24 September 2001
Netherlands	Parliamentary ( Eerste Kamer + Tweede Kamer )	Opinion of the Council of State on 23 May + report on 14 June. Draft ratification law submitted to the Tweede Kamer on 18 June. Report delivered by the European Affairs Committee on 17 September.	
Austria	Parliamentary ( Nationalrat + Bundesrat )	First reading of the draft constitutional law in the Nationalrat on 11 May. Examination by the Constitutional Committee on 17 October.	
Portugal	Parliamentary ( Assembleia da República )	Submission of the draft ratification law to the Assembleia on 30 May. Committee hearings in progress.	
Finland	Parliamentary ( Eduskunta )	Draft ratification law tabled on 14 June. General discussion on 18 June. Examined by parliamentary committee in July.	
Sweden	Parliamentary ( Riksdag )	Draft ratification law presented in September 2001.	
United Kingdom	Parliamentary( House of Commons + House of Lords )	Presentation of draft ratification law and 1st reading in the House of Commons on 21 June. Second reading on 4 July. Adopted by the House of Commons on 17 October ( 392 for, 158 against )	

( 1 ) Date of lodging of ratification instrument. The Treaty of Nice will enter into force on the first day of the second month after the lodging of the ratification by the Member State which is the last to complete this formality.

した「補強化協力 (enhanced cooperation)」を導入したことである。EU統合は、各候補国が同じスピードで進めていくのが理想だが、加盟国が増えるに従い全会一致を得ることは難しくなる。そうすると統合にもっとも不熱心な国のペースにとどまってしまうため、先行統合の発動条件を緩和した。つまり、発動に必要な加盟国数も過半数から8カ国以上に変更したほか、対象分野も拡大した。

ニース条約の発効にはすべての加盟国の批准が必要であり、欧州委は調印後18カ月以内の批准を期待している。しかし、2001年6月7日のアイルランドでの国民投票では賛成46.13%、反対53.87%で批准を否決し、発効がずれ込むおそれがある。条約批准に関しては、92年6月、マーストリヒト条約の批准をデンマークが国民投票で否決した例がある。各加盟国のニース条約批准状況は表2のとおり。

アイルランドは地域政策、共通農業政策で、またデンマークも共通農業政策でEU加盟のメリットを享受している国であることから、EUに加盟していることがデメリットであるとして条約を批准したとは考えにくい。アイルランドの場合には、投票率が34.8%と低く、事前の広報不足が指摘されている。今後の対応としては、他加盟国が批准することでアイルランドにプレッシャーをかけていくことが考えられる。

なお、次の政府間協議は2004年に開催することが決まっている。

### 3. 基本権憲章の合意

基本権憲章(基本的人権のカタログ化)構想は77年4月からあったものの、これまではガイドライン方式で実行されてきた。99年6月3日~4日に開催されたケルン欧州理事会において、議長国であるドイツのイニシアティブで基本権憲章制定を決定した。その後、99年10月15~16日のタンペレ欧州理事会において草案作成会議体(Convention)の構成、

手順などで合意、2000年10月13~14日のピアリッツ臨時欧州理事会(EU特別首脳会議)において全会一致での合意を経てニース欧州理事会で署名、宣言をした。基本権憲章は、前文と本文で構成されており、54条の本文は、尊厳、自由、平等、連帯、市民権、司法、一般規定に触れている。しかし、基本権憲章は「政治的宣言」で、法的拘束力はない。将来は基本条約に組み込み、各国共通となるのではないかとと思われる。

### 4. 欧州会社法の採択(2001年10月8日)

起草されてから約30年経って、ようやく採択された。85年の域内市場提唱以来、より大きな市場での活動のため、国境を越えた企業、欧州会社(SE)の創設が考えられていた。しかし会社法と租税法は加盟国ごとに制定されており、欧州大での企業活動の障害となっていた。欧州会社法は2004年に発効する。

### 5. 環境政策 - 京都議定書

ブッシュ政権は2001年3月、京都議定書が米国企業に不利益を与えるものであるとして拒否した。6月14日にヨーテボリで行われた米EU首脳会議における京都議定書問題についての協議も決裂した。

COP6のボン会議で日EU間での妥協が成立。2001年10月29日~11月9日のマラケシュ会議で今後どのように実行していくかについて話し合わせ、2002年の発効に向けて最終調整を行う。

### 6. 9月11日の米国テロ事件と対米支援

テロ事件後のブリュッセル臨時欧州理事会(2001年9月21日)で、EUは対米連帯協力を表明した。英国はアフガニスタンにすでに派兵しているほか、フランスとドイツは派兵の用意があることを表明。また、欧州テロ撲滅

.....

政策を採択。

## 7 . 対外関係

EU代表団が2001年5月2～3日、平壤を訪問し、北朝鮮と外交関係を5月14日に樹立した。2000年12月のASEM首脳会議においても朝鮮和平を働きかけ、南北和解を側面支援した。対日関係では、「日欧協力の10年」について日EU首脳会議（2000年7月19日、東京）で基本的合意。91年共同宣言を発展させた新たな政治文書をブリュッセルで2001年12月8日に調印。

## 8 . ユーロ

ユーロ紙幣と硬貨の流通が2002年1月1日から開始される。オランダ（1月28日まで）、フランス（2月17日まで）などを除き、各加盟国通貨との交換期間は2月28日まで。ユーロ不参加の英国については、2001年6月の総選挙で大勝した労働党政権の下、2年以内にユーロ参加の可否を国民投票で決する。デンマーク、スウェーデンはユーロ参加への関心が低い。

## 9 . EUの将来像

フィッシャー独外相は2000年5月12日、フ

ンボルト大学で演説を行い、EUの最終形態（final destination）として、連邦制を示した。これに対し、シラク仏大統領は2000年6月27日、独連邦議会での演説で欧州統合推進の必要性とともに自国の主権の保持を訴えた。一方、ジョスパン仏首相は自国主権の性向が強い。

また、欧州委員会は2001年7月25日「ヨーロッパ統治」白書を採択し、より開かれた市民に近い統治を目指している。欧州議会選挙の投票率が低いこと、アイルランドがニース条約の批准を否決したことなどは、EUが市民との関係をうまく築けていないことの現われではないか、との危機感を背景に、EUのホームページで一般市民の意見を募集するなど市民との関係を模索している。

ラーケン・グループ（デハーネ前ベルギー首相、アマート元伊首相、ドロール元欧州委員長、ゲメレク元ポーランド外相）がEUの将来像について意見書を提出し、ラーケン欧州理事会（2001年12月）で審議される予定である。

今後、EUが急激に連邦化することはないと思われる。2004年の政府間協議では、政策領域により踏み込んだ改革に着手できると良い。